

## 明治前期三陸漁村の諸形態

### — 漁村類型化の一試論(その1) —

今泉芳邦\*

(1994年10月14日受理)

#### I 問題の所在

漁村社会に関する社会学の研究状況を一瞥すると、既に40年も前に竹内が『村落社会研究第1巻』の「研究動向」において指摘した状況と変わらず、漁村研究はあまり進歩しているとは言えない状況である。竹内はその状況について次のように述べている<sup>1)</sup>。

漁村の社会的な研究などは、きわめて近年におこったもので、隣接諸科学における研究が漸く進むにつれて、次第に漁業集落(漁村・漁港)の社会的解明の必要が感ぜられ、専門的な研究者も多少あらわれて、ようやく独自の研究分野と認められるに至ったにすぎない。

村落社会研究において、既に戦前段階から理論化されていた「同族理論」や「自然村理論」を社会学固有の学問的遺産として、発展的に継承した農村社会の研究に比して、漁村研究は、量的にも質的にも必ずしも多とは言えない現状である。

戦後になってはじめて本格的に進められてきた社会学における漁村研究は、その研究課題と方法に関してみれば、少なくとも三つの学問的立場があったと考えられる。その第一は、漁村の社会学的研究とは、固有の研究対象と研究方法による独自の理論体系を構築するものであり、言わば「漁村社会学」の確立を提唱する立場である<sup>2)</sup>。第二の立場としては、これまでの村落社会研究が農村社会の研究を中心として進められてきたという研究史的背景から、農村研究的視点から漁村を問題とし、漁村研究を村落社会研究の一領域として位置づけようとする立場と言えよう。したがって、その研究方法論は村落社会理論の漁村研究への適用と言うことになる<sup>3)</sup>。そして第三の立場は、漁村研究においては既に先行して、一定の研究業績を蓄積していた漁業経済学、漁業経済史、法制史等の研究成果や方法論を積極的に摂取して、一種の学際的な漁村社会論を構想する立場である<sup>4)</sup>。

とはいえ、漁村研究における三つの学問的立場が明確に区別され、研究が進められていたと言う訳でもなく、また漁村研究者がそれを自覚していた訳でもない。むしろ、「漁村社会学」ないしは「漁村社会論」の構想が検討される前に、現実の村落社会においては産業化、都市化の波による構造的変動が大きく村落社会を変容させ、それに対応して村落研究も多様化していたのである。そのことは村落社会研究それ自体が問われる事でもあった。

\*岩手大学教育学部

戦後、とくに高度成長期以降の農山漁村における急激な客観状況の変化は、村落社会研究における本格的な「理論化」志向の研究推進にとって、ある意味では阻害条件の一つになっていたとも言えるのである。漁村研究の「立ち遅れ」は、村落社会研究自体の「混迷と模索」状態にその一因があったとも考えられるのである。いずれにせよ、社会学における漁村社会研究では学問的体系化を図るためにも、まずもって社会学的な分析方法としての「理論化」が当面する重要課題として要請されていたのは事実である。

社会学的漁村研究は、その多くが漁村の実態調査に基づくものであり、漁業関係資料のデータ分析を中心とした実証的方法による研究である。したがって、実証的研究にとって、データは理論構築において最も重要な基本的材料の一つであることは言うまでもない事である。しかし、このデータは津波・火災などの災害や町村合併・漁業組合の統廃合などによって散逸しているのが通例である。漁村研究を進めていく上では、限られた漁業関係諸資料などのような視点から選択収集し、またその諸資料をどのように整理分析するかが、まず問題になるであろう。誤解を恐れずにいえば、漁村の実証的研究においては、データの解釈・分析よりデータの存在有無の確認のほうが重要になるのである。

これまでに進められてきた漁村の実証的研究は、個別的に収集したデータの事例研究として、それが体系化されずに蓄積されている事が多かったと思われる。しかし、個別的に収集したデータの集積がそのまま「理論化」に直接結びつくものではないことは自明の事である。それは理論的枠組みを欠いたまま、個々のデータを収集したのと結果的には同じであり、漁村社会研究における理論の構築、「理論化」のためにも、実証データの体系化が求められたのである。

ともあれ、漁村社会の研究において、多くの優れた成果を公表し研究課題とその方向性について示唆した研究として、「志摩漁村の研究」にはじまる一連の研究<sup>5)</sup>をはじめとして優れた事例研究は全国の各漁村においてその事例をみる事ができるが、それらの多くは西日本に偏在しており、東日本、とくに東北、北海道における漁村研究はあまり進んでいるとは言えない現状である。なかでも、三陸漁村における社会学的研究は極めて少なく、それも三陸海岸の最南端である「南三陸」に集中する傾向がある。三陸漁村は社会学的視点からの研究においては、まさに空白地帯とも言うべきであろう。それは三陸漁村社会の実相が十分に理解されていない事であり、「理論化」作業の阻害要因となるものでもあった。「理論化」は、往々にして漁村の実態を十分に把握することなく、また隣接科学が用いた既成概念を再吟味・検討することなしに援用し、「定説」による説明に終始しがちである。三陸漁村を研究課題とした積極的理由もここにある。漁村に関する諸既成概念の再検討により社会学的研究における「理論化」推進をはかるためには、可能な限り精確な漁村社会の実態把握がその前提条件であり、実態から帰納して構成される「理論化」を志向したからである。

ここで、明治前期を課題とした意図について若干述べておきたい。漁村社会の研究において常に中心的なテーマとされた共同体規制、部落自治組織、漁場占有、漁業組合等の問題はいずれも直接的に封建制と密接に関連する問題を内包しており、「近代社会」と「前近代社会」の直接的関連性を理解する上では、明治前期は格好の材料を提供できる時代であり、課題究明に有効であると考えたからである。

近代社会における漁村を社会変動論的視点から段階区分すると、大きく戦前・戦後に区分できるが、戦前期はさらに、明治前期、後期、大正期、昭和期の4段階に区分される。

漁村研究において一般的に採用されている段階区分は、漁業の発展段階に対応した時代区分

であるが、本研究では漁村における社会変動を重視することから、漁業政策の展開過程を段階規定の指標の一つに加えている。したがって、ここで言う明治前期とは、漁業法が公布（1901年）される以前を指している。

明治の前期段階は、わが国が「前近代」から「近代」へと移行する過程で過渡期的特色を示した極めて特異な時代であったといえる。明治前期における町村制施行や漁業政策による「制度改革」は「旧慣尊重」と「新規採用」<sup>6)</sup>の緊張関係において展開されたものであり、明治前期の漁村社会は急激な社会変動をひきおこしながら、カオス的狀況を呈していたのである。

後藤は、行政制度・支配権力と漁村の対応関係について考察する際に、明治前期を次のように評価し位置づけている<sup>7)</sup>。

（町村制施行前後）の分析は、わが国の政治体制の構造的特質と、明治期以降のわが国の歴史的な性格を理解するうえにも、あるいは一般に行政支配による村落再編の問題を考察するうえにも、比較的効果的な試みになりうる。

以上、本稿ではわが国が近代社会として形成され展開する初発段階、すなわち、明治前期における三陸漁村の実相について、漁業形態、漁場の占有利用形態、漁民階層などの分析を通して明らかにするとともに、その構造的特質の解明を類型的方法によって追及することを課題としている。

## II 三陸漁村における漁業と農業

漁村の一般的成立をめぐる問題として、「漁村の成立＝漁民の成立は、封建農業に統合されていた自給的捕魚採藻漁業の農業からの分離発展＝農奴分解の結果析出される土地なき農民」<sup>8)</sup>によって構成された集落社会とみる見解がある。また、農業生産はわれわれに主食を提供するものであるのに対し漁業生産は副食を提供するに過ぎない、という漁村における漁業の持つ補完的性格を強調する見解に連動するものでもある。つまり、漁業と農業との関係を食糧生産機能の視点から、漁村社会においても、農業は主機能を分担し、漁業を副機能とみる、いわゆる「農主漁従」の生業形態を自給自足的経済における一般的形態と規定する見解である。明治の初期段階における産業構成において、漁業のおかれた立場について、『近代漁業発達史』<sup>9)</sup>では次のような指摘までされているのである。

明治初期における漁業は「一個独立の尊重すべき生業の一として目せられず」（山口県豊浦郡水産史）という状況は、二四年に至っても大同小異であり、徳川時代の重農主義とこれを補充代位する漁業規模の零細制が継続されて、一個の独立産業になり得なかったことを示すものである。

この周辺の問題を差しあたり、明治初期における岩手県の地域産業構造から概観して見よう。明治24年（1891）当時の岩手県全体の総戸数をみると、それは、10万9306戸を数えるのであるが、そのうち実に、「農家」は8万8884戸であり、それは全体の81%を占めるものであった。言うなれば、世帯構成を産業分類別に見る限りでは、農業がその社会において基幹的産業として中核的地位を占める、いわゆる「農業型社会」そのものであったと言えよう。この点にまず

注目しておきたい。こうして見ると、漁村における農業と漁業の不可分離的結合関係、農業の漁業に対する優位性は動かし難い事実であろう。明治前期における三陸漁村の実態を把握するためにはその前提として、農業と漁業の関連性についての検討が当面の課題になる。ただし、これまでの研究においては農業と漁業の関連性には着目していても、両者の構造的関連性、特に農業の内部構造との関連、出稼ぎなど労働力の問題を含めた兼業との関連構造的視角は等閑視されていたきらいがある。したがって、はじめに検討しなければならない問題は、三陸漁村における土地所有関係、農業経営形態、農業就業形態など農業の内部構造についての検討を付け加えることが必要になるであろう。

戦前段階における農業構造を性格づける一つとして、農地の所有・非所有の関係を表す地主・小作関係という農地制度にその特徴を求めることができる。つまり、農地制度はその社会の生産関係、階級関係を規定している。まず、明治前期における岩手県の農地制度を見てみよう。24年（1891）の農家構成をみると、自作農家6万4288戸（72.3%）であるのに対して、小作農家は2万4596戸（27.7%）と少なく、自作農を中核としていた点に特徴がある。しかし、農業経営の内実を見ると東北地方の農業が一般に技術水準が低位に止まっていた事と、ムギ・ヒエなどの雑穀生産を主体とした自給的農業経営であったことを考えると、この自作農家の生活も決して楽ではなかったと推測できる。ましてや小作農家の生活は藩政時代からの名子制度における支配・隷属関係を残存したままであったことから、さらに苦しいものであった。すなわち、三陸地方における農業構造の特色は、自作農家の占める比率が高いことから分かるように農民層の分解は進展していなかった。その反面、農業構造は農業生産力の低位性によって規定され、農業の自立化を困難にしている極めて脆弱な体質であった。このような特色は地域農業にも表われている。さらに地域別に田・畑面積別小作率を見ることにしよう。田地の小作地が最も多いのは九戸郡で、40.6%が小作地であった。上閉伊郡（南閉伊郡）は20.7%、下閉伊郡（北閉伊郡・東閉伊郡）は26.7%、気仙郡は20.8%と県平均並にとどまり、九戸郡だけが高率である点が特徴的である。畑地における小作地率も同様で、九戸郡が21.5%と最も高率を示しているのに対して、上閉伊郡14.9%、下閉伊郡13.6%、気仙郡11.5%はいずれも10%台である。岩手県全体の小作地率が、田地で21%、畑地が17%であることから考えると、九戸郡においては田地を中心とした地主制が既に展開されていた事を知ることができる（明治16年 岩手県統計書）。

しかし、一般的には小作地率の全国平均をみると、田畑合わせて36.5%であることからみて、岩手県における耕地面積に占める小作地の割合は低率であり、自作農を中核とした農業構造であったと言えよう。岩手県における田地の本格的な小作化は明治35年（1902）、同38年（1905）の二度にわたる凶作を契機として展開した。水田の小作地率の推移をみると、明治35年（1902）には36%に上昇し、40年（1907）では小作地が2万1319町歩と水田総面積の41%を占めるまでになっていたのである。中でも、上閉伊郡における小作地率の高騰は顕著で、44年（1911）には39.7%と19%も増加していたのである。すなわち、岩手県における地主制の本格的な展開は明治後期以降のことである。明治前期段階における農業構造は、一戸平均の耕作面積が1町6反歩（田地 5反、畑地 1町8畝）の自作専業農家が全体の過半を占め、残りを自作兼業（19.3%）、小作専業（15.1%）、小作兼業（12.6%）の三つの農家層がほぼ均分するという、農家構成であったことに特色がある。

以上、明治前期における農業構造について土地制度を中心として、経営形態別、専業・兼業

別に概観したが、つぎに漁戸の関係を見ることにしよう。

ここで使用する漁戸と言う用語は、漁業統計での「漁業捕魚採藻戸」に対応するもので「戸籍上、一戸をなすものと否とを問わず独立の一世帯をなし、営利の目的をもって水産動植物の採捕または養殖を営むもの」を指しているのであり、漁家を意味している。

明治24年(1891)の岩手県統計によると、総漁戸数は6,260戸である。漁戸構成をみると、そのうち漁業を専業としているのは1,792戸(28.6%)と三割にも満たない状況である。それに対して、漁業を兼業とする漁戸は1,634戸(26.1%)、耕作を兼業とする漁戸は、自作、1,956戸(31.2%)、小作、878戸(14.0%)と、漁業を主業とする漁戸を凌駕し、兼業漁家が一般的な就業形態になっていたのである。とくに、注目しなければならないのは耕作を兼業としている漁戸が全体の45.2%を占めていた点にある。これまでも、漁村の研究においては、漁業と農業は密接な関係にあり、農業との不可分離的結合は重要な視点として提示されてきた。それは、「日本の漁村の多くが、漁業と同時に農業を営んでいる半農半漁部落である<sup>7)</sup>」という現象形態からの理解や、また漁業の成立は「封建農業に結合されていた自給的捕魚採藻漁業の農業からの分離発展」であるとする見解にみられるものである。しかし、ここでもう一つ留意しなければならない視点がある。それは耕作兼業漁戸以外の兼業漁戸の存在である。三陸漁村においては漁戸の四分の一が、漁業を主業とせず、また就農もしてもいない漁戸なのである。この兼業漁戸の就業形態についてみると、すでに藩政時代に商品生産的漁業の展開がみられた三陸漁村においては漁業に関連する業種に就労している漁民を見ることができるが、その就業形態は多様である。漁戸の兼業形態は、基本的には漁業生産構造と地域内労働市場に規定されることから、三陸漁村においても地域によってその様態は異なって現出している。そのおもな業種としては、スルメ・イリコ・アワビ・カツオ節等の水産加工・製造、製塩業、漁業出稼ぎ、駄送業、雑業などであるが、それらと漁業との結合が一般的な兼業形態である。

以上見てきたように、三陸漁村においては漁業と農業の密接不可分の関係、さらに、主として漁業に関連する兼業の三者が有機的な結合して漁戸を形成していたのである。

生業としての漁業を基盤としながら、農業と兼業を組み合わせで成立している漁村は、その組み合わせ、農業依存度、兼業依存度の程度いかんによって、多様な形態をとる。

こうしてみると、漁戸における漁業、農業、兼業の三者の依存度を測ることによって漁村の性格についても理解が可能になるのである。

### Ⅲ 三陸漁村の漁村類型

漁村の構造を規定するもっとも基本的要因の一つに、漁場形態をあげる事ができよう。漁場形態は、漁業が行われていく上で最も重要な生産の場であり漁業生産形態と密接な相互規定関係にある。言うまでなく、漁場形態は漁業の発展段階に対応して変化するものであるが、沿岸漁業段階とりわけ漁船の無動力段階においては、漁場形態は基本的には自然的立地条件に規定されている。したがって、自然的立地条件に規定された漁場形態は定型的なパターンとして、漁業地域類型と対応している。

一般には三陸海岸はリアス式海岸と呼称されているが、地形学的には次の三つの地帯に区分され、それぞれの様相を異にしている。三陸海岸のうち北部沿岸は海岸線が滑らかな砂質海岸と断崖絶壁の海岸に特徴がある。それに対して中央部と南部の海岸はともにリアス式海岸であ

るが、海岸線の出入り形態が突出型と湾入型に分けられ、その様相も異なっている。海岸線の相違は漁港の築港や定置漁業と直接関係しており、北部沿岸では漁港も少なくまた大規模の定置漁業もない事にあらわれている。三つの沿岸地域の海底、海流の状況においても、大陸棚(ガマチ)の幅、世界三大漁場の一つに数えられる金華山沖漁場との遠近など、漁業環境条件に明らかな格差が認められる。

以上のことから、三陸漁村を漁業地域別に分類すれば、次のような三つの漁業地域類型が設定できよう。

- I 「県南型」(気仙郡・12町村・12漁業集落)
- II 「県央型」(南閉伊郡・3町村・8漁業集落, 東閉伊郡・11町村・18集落, 北閉伊郡・3村・4集落)
- III 「県北型」(南九戸郡・3村・10漁業集落, 北九戸郡・5町村・8漁業集落)

しかし、上記の類型は漁業形態の類型的把握においては理論的有効性を発揮しえても、これだけでは漁村の構造そのものを理解する方法とは結びつかない。この類型化を補強するために、漁戸における漁業、農業、兼業の関連構造的視点からこの漁村分類が新たに次のような4分類が措定されるのである。

分類(タイプ)は、I「半農半漁」型、II「兼業」型、III「主農副漁」型、IV「主漁副農」型の4分類である。

この分類(タイプ)は、あくまで、漁業を生業としている漁戸が農業や漁業と関連する職業にどのようにかかわっているか、またその組み合わせはいかなるものか、という構成上の問題を解明するために措定したものである。したがってタイプそれ自体には特定の内容を含めていない。それは例えば、兼業が多いことは漁業専業では生業できないからであり、「兼業」型は漁業生産力の低位性に対応するタイプであると言うような一義的な意味内容を示している訳ではない事をはじめに断わっておきたい。まずは4分類(タイプ)と漁村類型の関連性を検討することにしよう。

#### (1) 「半農半漁」型

「半農半漁」型は「県南型」である気仙郡において典型的にみられるタイプである。

気仙郡における漁戸の特異性としては、漁戸構成上からみると、極めて高い農業依存度にそれを見ることができる。すなわち、総漁戸数1,535戸のうち、漁業専業戸が459戸(29.9%)、専業戸が216戸(14.1%)であるのに対して、耕作兼業・自作戸が813戸(53.0%)、耕作兼業・小作戸が47戸(3.0%)と、就農している漁戸が過半を越している点にある。しかも就農戸のほとんどが自作経営であることにその特徴があると言えよう。農業への依存性の高さは、次にみる気仙郡の農業生産高によっても窺い知ることができる。

三陸沿岸地域(気仙・南閉伊・東閉伊・北閉伊・南九戸・北九戸の6郡)における米と麦の生産高(明治24年)をみると、6郡全体での米生産高は、35,501石である。そのうち、気仙郡一郡で全体の42.1%にあたる14,935石を生産している。麦の6郡全体の生産高は、11,186石であるが、気仙郡の生産高は40,244石であるから、これも全体の49.3%を生産したことになる。また、生産力水準において見た場合も、気仙郡における米作の反収は、1.39石、麦作の反収は、1.56石といずれも他の5郡をはるかに上まわっている。

気仙郡の特徴として二番目にあげられることは、漁戸構成から見ると、専業漁戸の占める

比率は29.9%と、必ずしも高いとは言えない。にも拘らず漁業生産地域としては、東閉伊郡・南閉伊郡（いずれも「県中央型」）と並んで漁業の盛況な地域であったことである。漁村類型による気仙郡における具体的な漁業形態の分析は次節にゆずり、ここでは、この事に関連する次の二点だけを指摘しておきたい。

三陸沿岸地域（6郡）における総漁戸数は、5,728戸（明治24年）であるが、郡別にその分布をみると東閉伊郡1,773戸（31.0%）、気仙郡1,535戸（26.8）、南閉伊郡1,316戸（23.0%）と、上記の三郡に漁戸の八割が集中していたことがわかる。つまり、気仙郡は、三陸漁村においては総漁戸の四分の一を抱え、農業依存度の高さと並んで漁業に依存する度合いも高い漁業地域として形成されていたのである。

漁業依存度の高位性は漁業生産力の面においても高い漁船所有率としてあらわれている。漁船は漁業生産における最も基本的生産手段であった。6郡全体で使用していた漁船の総数は5,900隻（明治24年）であったが、気仙郡はその35.7%にあたる2,107隻を使用して漁業をしていたのである。これは6郡のなかでトップの座を占めるもので、漁戸一戸当たりの漁船所有率も1.37隻と高率であった。漁船のほとんどは、地先漁場における磯漁や雑小漁に使用される「小漁船」であったが、それでも沿岸漁業段階における「小漁船」は最も重要な生産手段の一つであった事は間違いない事実である。

漁業生産性の高位性は、商品として生産された水産製造物の生産額に如実に示されている。6郡全体での水産製造物産額は28万1,642円である。（明治24年 岩手県統計書）この内、気仙郡が産出した生産額は5万960円で、これは6郡全体の総生産額の18.1%にあたる金額である。水産製造物は、乾物類（明鮑・灰鮑・イリコ・カツオ節・ホシタラ・ホシイワシ等）、塩物類、藻類、肥料の4種類に区分されるが、気仙郡の特色は最も商品価値の高い乾物類生産に傾斜していた点にある。すなわち、乾物類生産額は3万7,809円と、気仙郡総水産製造額の74.2%を占めるものであった。主要な生産物としては、対中国輸出品であった明鮑・灰鮑・イリコ等とホシイカ・カツオ節であったが、中でもイリコ生産は盛況で、明治25年（1892）東閉伊郡宮古町で開催された九郡聯合水産共進会において、7名の受賞者を出すまでに製造技術は向上していた。（乾物類部門出品総数786品、この内気仙郡は39品を出品し、一等賞、赤崎村、二等賞、末崎村・越喜来村、三等賞、越喜来村（3名）・綾里村の漁民が受賞している）

三番目にあげられる特徴としては、前述したように気仙郡においては漁業と農業の双方が拮抗した関係にあり、兼業化の伸展はあまり見られない点である。また、その兼業形態も特化している事である。気仙郡における主要な兼業形態は漁戸経営体内部において行われている水産加工・製造と製塩業である。村内魚商、漁業出稼ぎ等もみられるがその比重は必ずしも高いものではない。つまり、第一次産業内部における漁業と農業の関係構造から出てきた問題としての兼業なのである。漁業と農業には基本的な相違があるということを前提にするならば、漁業の特殊性についての検討を通した視角から兼業は問題視されなければならない。後述する「兼業」型における兼業とは異なった問題として残されている事だけに止め、次に進むことにする。

## (2) 「兼業」型

「兼業」型は「県中央型」である南閉伊郡と「県北型」の北九戸郡の2郡に対応してみられるタイプである。「兼業型」は文字どおり漁戸構成において兼業漁戸の比重が相対的に高いことにタイプとしての特徴があるのであるが、南閉伊郡と北九戸郡では様相を異にしている。両郡

の具体相を通して「兼業型」の内容について検討してみる事にする。

はじめに農業との関係から見ることにしよう。農業兼業は「主要生活維持手段を供給」する、すなわち飯米を確保するという補完的機能として、漁戸の再生産にとって重要な役割を果たしていた訳であるが、南閉伊郡と北九戸郡の両郡に共通する特徴は農業への依存における低位性に求められる。南閉伊郡は6郡のなかで、耕作兼業・自作143戸(10.9%)、小作115戸(8.7%)と農業依存率は最低をしめしている。また、北九戸郡においても耕作兼業・自作55戸(13.2%)、小作126戸(30.1%)と、比率の上では一見して低位とは言えないが、その農業経営形態の内実を見れば分かるように、耕作規模の零細な小作経営による大麦・裸麦・小麦などの麦生産とヒエ・アワなどの雑穀生産を基軸とした畑作中心の農業であり、農業依存度は必ずしも高いとは言えない。

しかるに南閉伊郡と北九戸郡が「兼業型」に属する所以は、農業との関係から見たばあい農業依存の低位性に求められている訳であるが、南閉伊郡は耕地面積の絶対的不足、北九戸郡は農業生産力の低位性という、むしろ自然的立地条件に規定された農業構造の差異にあったと言えよう。次に見る漁業や商工業と兼業形態との関連性において南閉伊郡と北九戸郡の相違点が見いだせるであろう。

前にも述べたように、「県央型」(東閉伊郡・南閉伊郡)は三陸漁村においては漁業の最も隆盛な地域である。南閉伊郡における中心的な漁業は、大槌町・鶴住居村・釜石町の各漁浦において行われていた定置漁業である。大槌川・小釜川のサケ留漁、小舌網など規模の大きい網漁、そしてマグロ建網・サケ建網などの大規模定置網がそれである。これらの漁業はいずれも自家経営の範囲をこえた多額の漁業資金と労働力を必要とする大規模漁業を特色としていた。それは資本制漁業の展開として網主・網子関係を形成している漁業でもあった。つまり、三陸漁村において最も漁業条件に恵まれた県央地域には、既に資本制的漁業経営の萌芽形態が出現していたのである。それとは対照的に、「県北型」(北九戸郡・南九戸郡)は、県央・県南のリアス式海岸と異なり、単調な海岸線と絶壁によって漁業環境には恵まれていない。したがって、定置漁業は極めて少なく、またその漁場の多くは劣等である。県北地域の主要な漁業はイワシ網漁と捕貝・採藻のみである。イワシ網漁は部落の共同経営方式で株数を定め、漁獲物は株数に応じて配分する方式で行われていた。北九戸郡(種市村)においては、まだ小資本的漁業経営形態をみることはできない。つぎに、捕貝・採藻についてみると、コンブの採取に見られる共同出役による各戸平等分配という、漁村の共同態的性格を理解するために、ここで「漁村之状況」<sup>10)</sup>を紹介しておこう。

採藻ハ毎戸ニ鑑札ヲ受ケ、縦令女子供ノミニテモ他ヨリ助合採取シテ分配スル故、鑑札ヲ受ケ納税ス、此ヨリ毎年漁季ニナレハ壮者ハ北海道ニ出稼シ、留守居ニハ老若ハ女子供ノミ置クヲ以テ斯克ハ、助合ト云ウ (九戸郡中野村の事例)

採藻ハ各字大抵其季節ニ至レハ毎戸ヨリ一二人ツツ出テ、其業ニ従事シ而シテ各自ノ採取高ヲ合併シテ毎戸平等ニ分配スルノ方法ナリ (北九戸郡種市村の事例)

以上のことから分かるように、対照的な漁業形態において兼業化が深化していたのであるが、そのことと関連して指摘する必要があると思うのは、南閉伊郡においては漁業の発展に対応した商業・加工業などの集積地としての、いわゆる漁港漁村、港町が形成されていた事であ



る。大槌町では「大槌、小槌ノ二川ニ沿フ山手ノ部落ハ製造、商業、雑業ニ従事シ」、「平田ノ大部分ハ漁民デアリ、釜石モ商業地」に見られる如く、漁業集落と市街地に分化していたのである。南閉伊郡にみられる兼業形態の特色は、兼業の二次過程にあったと言える。すなわち、漁戸内部における農業兼業、また自家経営の範囲内における水産加工・製造のような兼業を、一次過程とすれば、二次過程は水産加工品の販売・流通における兼業であり、それは魚商人、駄送業、その他の雑業として兼業を深化させてきた過程であった。それは漁業の農業からの分離を意味し、漁業における資本制生産の展開によって形成された、いわゆる半プロ漁民層析出過程としての兼業化でもあった。

他方、北九戸郡における兼業形態についてみると、漁業出稼ぎと製塩業という漁業内部における兼業であった点に、その特徴を見いだすことができる。「県北型」である北九戸郡においてみられる一般的兼業形態は、漁業生産における低位性と地域内労働市場の狭隘性という二重の制約により、漁戸の保有する自家労働力を完全燃焼する事が極めて困難な条件のもとに形成されたものであった。例えば、漁業出稼ぎは漁業の周年操業が可能になる段階以前では、漁戸にとっては重要な就労機会の一つであった。漁業出稼ぎは窮乏化現象としての脱漁・転業の出稼ぎではなく、「出稼ぎから帰村した後は、製塩に従事し、あるいは「網ノ手入れ」などをして通年漁業に従事」<sup>11)</sup>したように漁業内部における兼業であったのである。

### (3) 「主農従漁」型

つぎに、「主農従漁」型についての検討に移ることにしよう。このタイプは、漁戸構成において農業依存度の高い、つまり相対的に耕作漁戸の割合が大きいタイプであるが、三陸漁村にあっては北閉伊郡がこれに当たる。北閉伊郡における漁村は、普代村・田野畑村・小本村の三村から成り立っている。したがって、その総漁戸数は312戸とすくないが、そのうち耕作兼業、自作漁戸が129戸(41.3%)、小作漁戸が101戸(32.4%)と、漁戸の73.7%が農業に従事している漁村である。農業依存度は6郡の中で最も高く、それに対して漁業専業戸は17%を占めるにすぎない。すなわち、農業補充の付帯として漁業が行われている。極めて農村的性格の強い漁村であるといえよう。しかし、その農業も自給としての生産であり、傾斜地を利用したヒエ・アワ・大豆などの雑穀生産が中心であったことから商品生産としての性格を持つに至らず、漁戸の生計は漁業と農業と、さらに林業が組み合わされて形ではじめて成り立つ零細漁戸群によって構成される漁村であった。

北閉伊郡の漁業に関しては、漁業労働者＝「網子」の形成とその供給地としての側面に特徴を見ることができる。それは数少ない地先の優良漁場における「網子」としての就労であり、さらに、漁業先進地である宮古や鉾ヶ崎のマグロ建網における「網子」として見ることができる。要するに、三陸漁村における「主農従漁」型は、現実態としては、農業兼業が漁戸経営において「主業」として機能できるだけの基盤を持たない脆弱なもので、むしろ農業と漁業の複合体的性格と言ってもいいものであった。

### (4) 「主漁従農」型

最後に、「主漁従農」型の典型的な事例として東閉伊郡をみる事にしたい。

三陸地方のほぼ中央部に位置する東閉伊郡は、三陸沿岸において最も優良漁場に恵まれた漁業地域で、その漁業形態を見ると、マグロ建網・サケ建網のような大規模定置漁業とマグロ流

し網、小舌網などに代表される大規模網漁を中心として展開されているのが特色である。漁業と農業の関係を漁戸構成比較において見ると、漁業専業戸545戸(30.7%)、漁業兼業戸434戸(24.5%)、耕作兼業・自作戸493戸(27.8%)、小作戸301戸(17.0%)である。つまり、漁業と農業の比重はほぼ拮抗しており、形態的には「半農半漁」型に類似しているが、その基本的な相違点は、漁業形態において現れている。「半農半漁」型の典型的な事例として取り上げた気仙郡の場合、漁業のなかで磯漁の占める比重が相対的に大きく、定置漁業と磯漁業の二つを支柱とした漁業形態を特徴とし、それに農業が組み合わせられることによって比較的安定した就業形態を形成していた。これに対して、東閉伊郡の場合は、磯漁の占める比重は極めて小さく、また農業依存も相対的に小さく、大規模な定置漁業と網漁の専業的漁業にその特色があると言えよう。

この事と関連して指摘しておきたいのは、気仙郡の場合は、それぞれの漁村における漁業形態はそれほど違わず、その点では気仙郡一円を同質的な地域として見ても大きな誤りにならないが、東閉伊郡においては急速な地域分化の進展がみられたのである。地域分化の具体相は、宮古町、浦鉾ヶ崎村など大規模な網漁業と定置漁業基地としての中心核と、その周辺地としての崎山村、津軽石村などに分化していた。マグロ流し網漁を例にみると、網15反(1反は10間)積みの漁船8隻を網主が出し、網子30数人を雇庸して経営する規模の大きなものであったが、この網子の主たる供給地として周辺地域が形成されていたのである。

これまで、三陸漁村の漁業地域類型を漁村分類と関連づけて検討を進めてきた。検討の過程で三つの漁業地域類型にみられるそれぞれの特色は「漁村類型」に対応するものとしてある程度素描し得た。しかし、類型的分析は漁村の実態を詳細に把握する点では限界がある事もまた確認できた。類型的分析の指標として、漁業と農業および兼業の関係性を抽出して構成していた事とも関連して、漁業の特殊性についての分析が不十分であった。漁村構造の分析においては漁業形態の実証的分析が必要となるのである。

#### IV 漁業形態と漁村類型

漁村の存在形態は基本的には漁業構造に規定されていることは自明のことである。したがって、漁村の類型化を試みる場合、その判別の指標となるのは漁業において他にない。しかし、その漁業は農林業として比較してみれば分かるように、漁村生活の場においては①漁場の占有・利用をめぐる問題、②漁労技術の発展による漁業経営の変化、③農業、兼業との関係性、④それらに起因する漁民層の分化の問題として密接に関連し、多様な課題を包含する複雑な構造としてあったことである。なかでも生産対象である漁場の占有・利用関係は複雑にして多様な形態をとっていた。前述したように、明治前期における漁業形態は、自然的立地条件(海岸・海底の地形、海流などの漁業環境)に規定される側面が極めて強く、漁場の優劣、差異を指標として構成した漁村類型にはかなり明確な特徴を見いだす事ができた。明治前期は漁業生産の発展段階でみれば沿岸漁業段階にあたり、三陸漁村の漁村類型化において漁場の持つ意味は大きく、また漁場の分析は有効な視角の一つになり得たことを確認しておきたい。

明治前期における三陸漁村の普遍的な漁業経営形態は、当時の主要な漁業が沿岸漁業段階として展開していたので、漁業生産の場である漁場は次に挙げる三つの漁場、すなわち①磯漁場、②沿岸漁場、③沖合漁場に限定された。(気仙郡赤崎の海苔養殖、明治後期におけるサケの人

工孵化放流事業等の事例もあるが当時の三陸漁業を代表するものではないので省略する) はじめに、漁場の性質と漁業形態の関係について簡単に見ておきたい。

①磯漁場において普遍的に見られる占有・利用形態は、村受け(漁業権主体)・共同利用(運営主体)のタイプである。この形態はさらに、「共同採取・平等分配」=「県北型」と「共同採取・共同販売」=「県南型」の二形態に分類できる。形態は異なるが磯漁場を共同管理・運営している点で、磯漁場は共同態的規制の物的基盤となるものであった。磯漁場においてはコンブ、ワカメ、アワビなどの捕介・採藻と小漁が行われ、小漁(浮漁)は隣接村との入会慣行(共同利用)によって行われるのが通例であった。

②沿海漁場における中心的漁業は、サケ建網・マグロ建網、地引き網など大規模な定置漁業に代表される。定置漁業は概ね3海里内の沿岸水域において行われることから漁場の経済的価値は立地条件によって左右される性質がある。定置漁場の分布状況を見ると、地域間格差は大きく、また漁場間の経済的優劣差も大きい事が特徴である。マグロ建網のような経済的価値の高い漁業は「県央型」、「県南型」に集中しており「県北型」には極めて少ない。漁場の占有・利用関係は、「村受け」と「個人受け」の二つの経営形態に分類できるが、「村受け」形態も、現実には「一村直営」、「持ち株方式」、「下請け」と多様な形態をとり行われていた。

③沖合漁場における主要な漁業種目は、カツオ・イカ釣漁、マグロ流網漁、タラ・メヌケ延縄漁など、漁船による沖合漁業である。沖合漁業と言っても当時は無動力船による操業であった事から、その操業範囲は10数海里程度までを操業区域とした漁業であった。タラ・アカウオ延縄漁では、沖合13里(約51km)、メヌケはさらに5里(19km)沖合と制限されていた。しかし、1890年(明治20年代)以降の新しい漁業技術の導入は地域間格差を増大させると共に漁民層の分化に拍車をかけることになる。

以上が漁場別に見た漁場の性格の概要である。

まずは、磯漁の典型的な例として気仙郡広田村の事例から、以下若干の考察を試みたい。広田村の地先漁場(地先海面800町歩)は、全村民による村受形態として占有され、また他町村との入会関係もない独占的に利用できる漁場として、漁民と「村」とに密接に関係していた(明治二五年五月、本村の77名の請願により、捕介業税金7円70銭、採藻は93名にて税金9円30銭、捕介採藻税合計17円を以て稼業者追願し、無年限一村受けの許可を得ている)。この時、結局は捕介業者180名、採藻業者250名、即ち村民430名が税額10銭で稼業権を得ている<sup>12)</sup>。すなわち、漁場の総有=共同利用に基づく、いわゆる共同態的規制関係がそこに形成されていたのである。共同態的規制は地先漁場の利用方法から漁獲物の販売にいたるまで全漁業生産過程にわたっていた。

明治17年(1884)、広田村では磯漁について村内で申し合いが行われ、「広田村村内申合漁業規約」が制定されている。この「規約」が作られた背景には、10年代後半からはじまる乱獲による漁業資源の枯渇化という問題があった。これまで漁期や漁法において何等の制限もなく自由に採捕していたタコやアワビなどが年々獲れなくなり、その漁獲高は低下の一途を辿っていたのである。18年(1885)にはタコ漁が繁殖規約に入れられ、また24年(1891)には広田村ではじめてアワビの「口止め」=漁期制限が設けられたのである。同24年(1891)、広田村が制定した「広田村漁業組合規則」に拠ってその辺の事情が知りえよう。この二つの資料に依拠して、その規制関係の態様を見ることにしよう。

それぞれの漁村は、漁業資源の枯渇化に対応して自村存続のために漁業資源の保護・繁殖対

策に着手しつつあった。資源の保護・繁殖対策は漁業規制という形式をとって表出してきたことに他ならない。広田村においても例外なく、漁期の限定、漁具の使用制限、魚付林の伐採禁止・植林事業、さらに製造法においてまでも諸規制がしかれたのである。漁期についてその規制形態を見ると、口留・口開としては、フノリ・ノリ・マツモ・ワカメ・ホソメ・ツノマタ・テングサ・ヒジキの8品、口留は、アワビ・シウリ・マリコ（肥料）・カキ・ナマコ・タコ・根魚の7品で、合計15品目が規制の対象とされた。この漁期規制はかなり厳しいもので、罰則規定をみると、違反者には5円の罰金と「協議ノ上該漁業ニ限り」3日以上10日以内の操業禁止を課すという内容であった。また、アワビ漁においては、「水潜器・箱目鏡ヲ濫用シ其有害ト認ムル器具ヲ用ヒザルモノトス」と新しい漁具の使用が制限されていた。また、アワビ・イリコ・コンブなどの水産製品は商品価値を高めるために、その乾燥、製造について細かに定めた製造法によって規格化されていた【「広田村漁業組合規則」】。

広田村においては、磯漁業の主要漁獲物のうち、フノリ・ホソメ（コンブ）・ツノマタ・タコの4品は各自の個別売買が禁止されていた。なかでもフノリは、その販売金が採藻税に充当されるものとして最も重要な漁獲物であった。4品の採藻は「口開け」期間内においてのみ許可され、これに違反した者には売上高の5倍の罰金と1～2日の操業停止処分が課された。また、この4品は村内で申し合わせた協定価格による「自村売」、すなわち「他村へ売却スルコトヲ禁ズ」る村内魚商との売買取引に制限されていた。4品のうちタコを除く、フノリ・ホソメ・ツノマタの3品は、村会議員、魚商、組長、漁業委員の立ち合いのもとに入札法によって売買が行われ、口銭が徴収されていた。口銭（手数料）は落札金額の10%とされ、その内の5%は寄付金として村財政にくみこまれ、5%は「魚商ノ手当」としてはらい戻されていた。申合の規約に違反して魚商と漁業者が自由売買をした場合には、双方に売買金額の10倍の罰金を課す（八条）という厳しいものであった。

また、ホソメのように自家消費の場合でも、その貫数等を村方に届けなければならず違反した場合には八条が適用された【「広田村村内申合漁業規約」】。

#### 引用文献

- 1) 竹内利美「社会・経済—漁村研究の動向—」『村落社会の成果と課題』（御茶の水書房、1977年）189頁
- 2) 漁村社会学の体系化を志向した研究としては、山岡栄一『漁村社会学の研究』（大明堂、1965年）、斉藤兵市「漁村社会学の課題（上）—漁村研究における社会学的諸問題—」『社会学評論』（第五卷第三号、1955年）等である。
- 3) 柿崎京一『近代漁業村落の研究』（御茶の水書房、1978年）
- 4) 小沼 勇『日本漁村の構造類型』（東京大学出版会、1957年）
- 5) 川越淳二、牧野由朗、後藤和夫によって継続的に追究された研究として、後藤「明治期志摩漁村の構造と再編過程」『村落社会研究 第三集』（塙書房、1967年）、牧野「戦後におけるカツオ・マグロ漁業の展開と村落の変容」『村落社会研究』第五集（塙書房、1965年）など多数。
- 6) 益田庄三『漁村社会の変動過程 上・下』（白川書院、1979年）
- 7) 後藤和夫「漁村と行政支配」『村落—その構造と系譜—』（川島書店、1970年）176頁
- 8) 梶井 功『瀬戸内海における漁業と農業の結合—岡山県浅口郡黒崎町調査報告書』（水産研究会、1952年）

- 9) 岡本信男『近代漁業発達史』(水産社, 1965年) 34頁
- 10) 「漁村之状況」(岩手県文書庫, 明治25年)
- 11) 「水産事項特別調査」(農務局, 明治27年)
- 12) 『広田漁業史』(岩手県広田町漁業協同組合, 1976年) 267頁